

令和2年度 例規マネジメント 見直し対象例規(条例・規則等)

No.	区分	例規名	制定年月日	所管部署	「大府市条例等整備指針」に基づく規定形式の適切性の確認	「例規マネジメント体制の構築」に基づく適時性の確認	対応区分	対応方針
1	条例	大府市国土利用計画審議会条例	平成7年3月30日 大府市条例第1号	企画政策課	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例で定めることは適切である。	平成8年3月に大府市国土利用計画を策定して以降、更新していない。当該計画で定める内容は総合計画や都市計画マスタープランと重複するものであり、単独で計画を策定する必要性は低い。また、今後、計画策定が必要となった場合も、都市計画審議会の活用、要綱根拠の有識者会議の設置といった対応が可能であり、条例を保持する理由に乏しい。	廃止	既に効力を失っているもの等他の廃止すべき条例と合わせて廃止することとする。
2	条例	大府市準用河川占用料条例	平成11年12月24日 大府市条例第42号	雨水対策課	地方自治法第228条第1項の規定に基づき、条例で定めることは適切である。	準用河川の占用料について定めたものであり、規定の内容は県や近隣市とほぼ同様である。毎年、占用料を徴収しており、必要性もある。占用料の金額は、大府市公共用物管理条例に準拠しており、改正は不要である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
3	条例	大府市地震災害警戒本部条例	平成14年6月26日 大府市条例第18号	危機管理課	大規模地震対策特別措置法(大震法)第18条第4項の規定に基づき、条例で定めることは適切である。	規定内容は、地震災害警戒本部の組織について必要な内容を定めるものであり、他自治体とほぼ同様のものであり、適切である。 地震災害警戒本部は、気象庁が出す東海地震予知情報を受け、内閣総理大臣が東海地震警戒宣言を出した場合に、設置されるものであるが、2017年に東海地震予知情報が事実上凍結されているため、現状、地震災害警戒本部が設置される可能性はほとんどない。しかし、設置根拠となる大震法の規定が全く変わっていないことから、事実上可能性がないというだけでは、条例を廃止する理由として不十分である。	改正不要	現状、本条例を改正したり廃止したりするに十分な理由はない。大震法に動きがあれば、その際に見直しを行う。
4	選挙管理委員会告示	大府市の議会の議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場の設置に関する規程	昭和57年9月29日 大府市選挙管理委員会告示第9号	選挙管理委員会	地方自治法第194条の規定に基づき、選挙管理委員会規程で定めることは適切である。	規定内容は、他自治体とほぼ同様であるが、一部政令の引用部分が不正確な箇所があり、改正が必要である。	改正	必要な改正を行う。
5	公平委員会規則	大府市公平委員会の事務取扱いに関する規則	平成10年3月24日 大府市公平委員会規則第1号	公平委員会	地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、公平委員会規則で定めることは適切である。	現在も公平委員会の事務を行っており、規定している内容も適切である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
6	規則	次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則	平成17年3月31日 大府市規則第1号	秘書人事課	次世代育成支援対策推進法施行令第2項の規定に基づき、規則で定めることは適切である。	規定内容は適切であり、改正の必要な部分はない。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
7	規則	大府市都市計画税条例施行規則	昭和45年9月1日 大府市規則第42号	税務課	都市計画税条例第6条により、都市計画税は固定資産税にあわせて賦課徴収することとされているところ、あわせて納付された場合の按分の割合を定めるものであるため、規則で定めることは適切である。	昭和62年に督促手数料の徴収を廃止しているにもかかわらず、徴収金の額から除外する額に督促手数料が含まれているため改正が必要である。	改正	必要な改正を行う。
8	規則	大府市火災警報規則	昭和58年3月31日 大府市規則第10号	予防課	消防法第22条第3項の規定に基づき、市長が火災警報発令する基準を定めるものであるため、規則で定めることは適切である。	発令要件が制定当時のままであり、かつ、消防法に基づく要件と同一のため規則で定める意義がない。他自治体でも規則がないところがある(知多管内では東海市、半田市なし)。火災警報の発令自体は、規則を廃止しても消防法に基づき行うことができる。	廃止	規則を廃止する。